

特別資料利用案内

市川市文学ミュージアム

特別資料とは

市川ゆかりの作家の当館所蔵直筆原稿や書簡、台本、制作メモなどの貴重な資料を特別資料という。

資料の閲覧

◆特別資料の閲覧

所蔵検索の資料情報に「特別利用（要申請） 1」と表示のある資料は、原則としてお申し込み当日の閲覧はできません。利用日の2週間前までに「特別資料閲覧申請書」を提出していただき、該当する資料の状態確認等を行い利用の可否を連絡いたします。指定日時に当館の指定の場所で、閲覧をしていただきます。資料の形態・状態によっては提供できないものもあります。申請書式はPDFファイルをダウンロードしてご利用ください。郵便・FAX等の文書でお申し込みください。

(注意)

- ・資料の館外への貸出はいたしておりません。（展示を目的とする場合は「展示会資料貸出要項」をご覧ください。
- ・携帯電話・タブレット端末・カメラ等、複写・撮影機能のあるデジタル機器の使用はご遠慮ください。
- ・資料破損、紛失の場合は、当館規定により相当額の弁償をしていただきます。
- ・閲覧の当館資料を使用して、論文・研究発表にする場合は、著作権者の許可が必要です。許可申請は利用者の責任において行ってください。
- ・未発表資料の閲覧には著作権者の許可が必要になりますので、お申込みの際ご相談ください。

◆利用時間

特別資料の閲覧時間は、午前10時～午後5時までです。

資料の検索

お探しの資料がありましたら、職員にご相談ください。資料室内の利用者端末と市川市のホームページ上のデータベース検索でも当館所蔵資料を検索することができます。

資料の出版・掲載等

- ・「特別資料出版・掲載・転載許可申請書」を記入の上、申請してください。
- ・出版・掲載・転載に際しては、市川市文学ミュージアム所蔵のものである旨および原本の標題

を表示してください。

- ・当館の所蔵資料を過去に使用し、その後再度掲載の必要が生じた時は「特別資料出版・掲載・転載許可申請書」をもう一度提出してください。

展示資料の貸出

- ・展示を目的とする資料利用については、利用日の3ヶ月前に館長宛に「展示会出品資料借用申請書」を提出してください。
- ・許可の連絡を受けたときは、3週間前までに借用したい日（搬出日）を当館へ連絡してください。
- ・展示資料に貸出期間は原則として60日です。
- ・図録掲載の場合は、別途掲載のための手続きが必要になります。
- ・その他運搬、展示等については、別紙「展示会資料貸出要項」を厳守してください。

取材等

- ・「取材（放映）許可申請書」を記入の上、企画書を添付して申請してください。
- ・報道に関しては、市川市ミュージアム所蔵のものである旨及び原本の標題を表示してください。
- ・資料等の劣化を防止するため、撮影する場合は強力なライト、フラッシュ等は使用しないでください。
- ・資料は当館の指示に従い、慎重かつ丁寧に取り扱い、汚損または破損しないよう注意してください。

画像の掲載に関する注意事項

- ・著作権上の問題が生じた時は、申請者がその責を追うものとします。
- ・申請書に記載した目的以外に使用してはなりません。
- ・利用を許可した資料の使用目的・公開手段を変更することはできません。
- ・画像の掲載・放映にあたっては、市川市文学ミュージアムの収蔵品であることを明示してください。
- ・出版物・放映等が完成した際には、成果品を当館に1部寄贈してください。